

偕行現代考

米海軍無人潜水機事案

編纂委員会

米海軍の無人潜水機が中国に奪われた事件で、米国防総省は、「中国当局との交渉を通じ、中国が米国に無人潜水機を返還する」との声明を発表した。

中国国防省も返還を発表して、対立の一幕は閉じた格好になったが、トランプ米大統領は、就任前の自身のツイッターで「中国が盗んだ無人潜水機など、返してほしくないと言うべきだ。彼らにそのまま持たせておけ」と書き込んだ。トランプ大統領の中国に対する厳しい姿勢を感じた。一方、中国はこれに反発を示している。

いずれにしても、EEZ（排他的経済水域）についての中国の独自の解釈について、改めて議論が起きている。

米側の情報によれば、持ち去られた海域は、フィリピンのスービック港から北西約90kmとされる。国連海洋法条約で規定されているEEZは、沿岸12カイリ以内を設定される「領海」の外側で、かつ沿岸から200カイリ（約370km）以内の範囲にある海域である。

この認識によれば、今回の事件海域

は、明らかにフィリピンのEEZ内である。国連海洋法条約では、EEZでの資源探査や開発は沿岸国の優先権があり、他国は沿岸国の同意なしに手を出すことができない。東シナ海のEEZ境界近くでの中国の石油開発に対して、日本が中国に対して疑義を唱えているのも、この解釈からである。

ただし、軍事活動はEEZ内でも認められることが、話を複雑にしている。米国は、EEZと公海を「国際水域」と位置付けて軍事活動を行っており、今回の無人潜水機の作戦も「軍事的活動」と説明している。

一方中国は、政府見解としては、「事件に関係する海域」との表現にとどめており、明確な法的解釈は示していないが、中国共産党機関紙「環球時報」の記事によれば、「現場は中国に領有権がある黄岩島（スカポロー礁）の近くであり、中国のEEZの可能性がある」との見解を示している。

この問題に関連して、昨年7月、オランダの国際仲裁裁判所が南シナ海の領有権に関する判決が示された。これによれば、中国の主張する「九段線」は、「歴史的な権利を主張する法的根拠がない」として中国の主張を否定し、「スカポロー礁」についても「岩礁であり、領土とは認められない」との判断を示している。この判断に基づけば、

「環球時報」の「スカポロー礁の近くであり、中国のEEZの可能性がある」との見解は的外れであり、国際的感覚からかけ離れた言い分である。

そもそも、中国は「EEZを海洋領土」とか「国家管理海域」と呼んで、領海とほぼ同様な認識を持つており、米国の主張と異なり、他国の軍事活動を認めていないのが現状である。

この点について、日本政府も危惧しているところであり、昨年の防衛白書でも次のように指摘している。

「中国は、平和的發展を唱える一方で、特に海洋における利害が対立する問題をめぐって、既存の国際法秩序とは相いれない独自の主張に基づき、力を背景とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を継続させており、その中には不測の事態を招きかねない危険な行為も見られる。さらに、力を背景とした現状変更については、その既成事実化を着実に進めるなど、自らの一方的な主張を妥協なく実現しようとする姿勢を示している」

これに関する米中の問題は、2001年に起きた米軍機と中国軍機の接触事件が始まりであり、2009年の米海洋調査船に対する中国海軍艦による妨害、そして2013年の米イージス艦に対する妨害と散発している。

また最近では、米台接近に対抗するかのよう中国の空母（遼寧）が台湾を周航した。

中国の海洋権益の拡大の意識は弱まりそうもなく、アメリカの国際法に基づく認識も変化ありえず、両国の海域に関する法的解釈の溝が埋まる可能性はほとんどない。

今後南シナ海でのEEZに関わる不測の事態が生起する可能性は高い。いずれにしても、中国の海洋権益に対する行動は、南シナ海にとどまらず、いつかは東シナ海にも影響してくることは当然であり、今後のトランプ大統領の対中国政策に注目してみたい。

（文責 井上廣司）

